

重度化した場合における対応に係る指針

(1) 急性期における医師や医療機関との連携体制

ご利用者に健康上の急変があった場合には、昼夜を問わず速やかに医療機関へ報告し、指示を受け適切な治療が受けられるように支援する。

また医師の下、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり救急治療、緊急入院が受けられるようにする。

なお、医療を受ける場合には、ご利用者やご家族の意向も不可欠で、職員と主治医を交えて、話し合いをしっかりとっていき、又その後の報告も忘れずにしていく。

(2) 看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針

1. 看取りとは

ご利用者に生命の危機感にかかわる状況がおこった時、その方の身体的、精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間をその方なりに充実して納得して生き抜くことができるように、日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、ご利用者の尊厳を十分に配慮しながら、心をこめて介護を行うことである。

事業所での看取りは、自然体で生活することに重きを置いている。その事をご利用者やご家族に理解し、納得していただけるように説明しなければいけない。また、事業所での看取りは主治医の賛同があって初めて、対応できるものである。

2. 医師よりの説明

① 主治医より症状、現在の状況、今後の予測などを説明していただく。この時、事業所に対応できる看取りの体制を示す。

② この説明を受けた上で、事業所又は居宅で看取り介護を受けるか、医療機関に入院するかを選択することができる。

3. 対応の意思確認

重度化時や看取り時の対応についての意思確認は、まずは利用契約時に行う。ただし、実際に重度化した際は、その都度適切な情報の提供と説明を行い意思確認をする。また、意思が変更された場合においても、その都度確認し記録する。なお、ご本人が意思表示が出来ない場合はご家族に意思確認をする。ご家族が不明等で意思確認が取れない場合は、医療・ケアチームがご本人にとって最善の方針をとることを基本とする。

4. 計画書の作成

ご家族が事業所又は居宅で、看取りを行うことを希望した場合は、計画作成担当者（介護支援専門員）は医師、看護師、介護職員と協働して看取り介護の計画を作成し、家族の同意を得ることとする。

5. 看護師の下、事業所の全職員が一つになって看取りをしていく。
6. 夜間緊急時には適切な連絡と対応を行う。
7. 事業所は協力医療機関との連携により、24時間必要な医療を受られる体制をとっている。

(3) 入院期間中における居住費や食費の取り扱いについて

1. 施設使用料（居住費）について

①グループホームの場合

入院等の期間中も、契約解除のお申し出がなければ引き続き施設使用料の請求を行います。事業所を離れる期間が2ヶ月以上必要と見込まれる場合、もしくは実際に事業所を離れて2ヶ月を経過した場合、契約解除のお申し出があった場合は契約解除を行います。

契約解除日にご利用月のひと月に満たなかった場合は、日割り計算にて請求します。

なお、ご利用者不在中に（空床利用の）ショートステイ希望があった場合は、居室使用の確認を行います。利用を受け入れた際は施設使用料はショートステイ利用された日数分控除し請求します。

②小規模多機能ホームの場合

宿泊サービスの居室は、原則一時的な利用を目的としており、月極契約を交わすものではありません。従って、数少ない社会資源ですので、宿泊サービスを利用されない場合は他のご利用者が使用されます。

費用についても1日単位で計算しますので、ご利用された毎に請求いたします。入院等期間中にご利用がなければ請求いたしません。

2 食費について

食材費・食費は1食単位で計算しますので、ご利用された毎に請求いたします。入院等期間中にご利用がなければ請求いたしません。

株式会社松広
グループホーム舟入
グループホームくまの
グループホームこうご
小規模多機能ホーム舟入
小規模多機能ホームなのか
通所介護事業所吉田
小規模多機能ホームおおまち